

転ばぬ先のかわら版 vol.22 平成29年秋号

発行：千葉司法書士会 法教育推進委員会

成年年齢の引き下げと私たちの生活

平成27年6月17日の公職選挙法改正により、選挙年齢が18歳に引き下げられたことを受け、法律を作る国会では成年年齢を現在の20歳から18歳に引き下げる方向で話が進められています。

成年に係るイベントといえば成人式ですが、今後は18歳の時に催されることになるのでしょうか。インタビューを受けた新成人からは、「成人になったので、責任をもってこれから生活していきたい」というコメントを毎年見ますが、実際に成年年齢が引き下げられた場合、どのような影響があるのでしょうか。

制限されていたことが「自由」になる！？

未成年という線引きで、これまで20歳未満は制限されてきたことが、18歳になったら認められることになるでしょう。

身近な例だと、スマホの契約などです。保護者の同意を得なければ契約できなかった行為も、成年年齢の引き下げにより、自由に契約できるようになります。ゲームアプリにおける課金制度についても、未成年であるために自由に購入できなかった高額レアアイテムなども、自らの判断で入手することができます。

しかし、自由を手にするということは、それに対する責任も負うことになることも理解しなければいけません。

「自由」に悩まされることが・・・！？

高校卒業の時期である18歳に達するまでは、保護者が傍らに寄り添い、学校等の入学手続きなど複雑な手続きのほとんどを、自分の代わりにしてもらっているのが一般的ではないでしょうか。しかし、それも18歳に達するまで。これからは、成年として自らの判断で進んでいかなければならないのです。

未成年であれば、法律上保護制度の規定（民法第5条2項）があるため、未成年者が保護者の同意を得ずに行った法律行為がもとでトラブルに巻き込まれた場合でも、未成年者保護を目的に解消することができます。しかし、成年が行った行為についてはそうはいきません。「自由」に行った行為の結果は、自らがその責任を負うことになるのです。先に述べたテレビのインタビューの自分で責任

をもってこれから生活していくことが求められていくことになるのです。また、結果の責任を取るという観点では、成年年齢引き下げに伴い、少年法の適用も18歳未満とすることも考えられています。

考えられるトラブルとは？

まず懸念されることとして、成年になった途端に悪徳業者のターゲットになることです。社会の経験がまだ乏しく、判断もつかないまま多額の契約にサインしてしまうなど、消費者問題のトラブルに巻き込まれることが考えられます。

また、大学・短大やアルバイト先など、新しく形成された人間関係の中での、マルチ商法（※）の被害拡大が考えられます。統計では、年代別マルチ商法の被害報告は、20代が突出して多いです。成年年齢の引き下げにより、マルチ商法によるさらなる若年者への被害拡大が予想されます。

※マルチ商法・・・ある者が組織に新たな者を加入させ、連鎖的に組織が拡大するシステムを利用して、商品の販売利益のほか新規加入者を増加させることで新規勧誘利益を図る連鎖販売取引のこと。当該取引自体は適法だが、特定商取引法上一定の規制が設けられている。

トラブルへの対処

成年年齢の引き下げに伴い、トラブルに巻き込まれないようにするにはどうすればよいのでしょうか。被害にあう成年の多くは、多くの場合、身近に相談できる人がいないかその知識を持ち合わせていないなど、事前にトラブルを予防できる環境に置かれていないことが原因です。まずは、トラブルに巻き込まれそうになった時に相談できる近しい人を作る、または司法書士など専門家が身近な相談相手として存在することを知らせてもらい、積極的に利用するなど、トラブル対処の環境と意識を持つていくことが重要であると思います。

◆消費者教育高校生講座◆

千葉司法書士会では、毎年県下の高校に講師を派遣し、標記事業を行っております。

司法書士としての実務経験を生かして、契約の基礎や、悪質商法への対処法、多重債務問題等について講義をし、これから社会に出る生徒の皆さんに法的なものの考え方を学んで頂くことを目的としております。

◆活動実績◆

平成23年度：20校で開催	平成26年度：12校で開催
平成24年度：18校で開催	平成27年度：19校で開催
平成25年度：12校で開催	平成28年度：13校で開催

お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666

